

生涯学習団体について

三春町教育委員会生涯学習課では、三春町生涯学習団体を認定し、活動団体を育成・支援しています。以下のような、自主的な運営により技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよりよくしたりするために活動する団体で、町の生涯学習活動の推進にご協力いただける団体のことです。

1 生涯学習活動団体とは

営利及び特定の政党ならびに宗教にかかる活動を目的としない団体であって、次の要件を満たすものです。

- (1) 団体構成員数が5人以上であり、当該構成員の2分の1以上のものが町内に在住、在勤または在学していること。
- (2) 団体の代表者は成人者とし、町内に在住していること。
- (3) 団体の組織および活動のための会則または規約を有していること。
- (4) 会費を主なる財源とし、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (5) 日ごろの活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされていること。

活動例 学習活動（文学、手芸等の学習会等）
 文化芸術活動（音楽、絵画、写真等）
 スポーツ・レクリエーション活動
 ボランティア活動（ボランティアの養成等）

2 自主的な運営とは

活動の目的、内容、方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合って進めていくことです。また、活動は継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

3 このような団体は生涯学習活動団体ではありません。

塾や民間の各種教室のように講師（先生）が中心となって月謝をとり活動を進めている団体は、生涯学習団体ではありません。また、会員相互の親睦交流のみが目的となっている団体も生涯学習団体ではありません。

事 例

- ・ 講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費などを徴収し活動している。
- ・ 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークルの一環として活動を行っている。
- ・ 非営利的な活動であっても、会費が著しく高額である。

4 登録申請の方法

< 必要書類 >

三春町生涯学習団体登録申請書と下の（１）～（５）の書類です。

- （１） 会則または規約
- （２） 氏名・住所（在勤者の勤務地、在学者の学校名）・年齢・役職を含む名簿
- （３） 該当年度の事業計画書および予算書
- （４） 前年度からも引き続き事業を行っている場合は、前年度の事業実績及び決算書
- （５） その他参考となる書類があれば添付してください

< 提出先 >

三春町教育委員会生涯学習課、三春交流館「まほら」の窓口に提出してください。

< 登録期間と有効期間 >

- （１） 登録申請書の提出期間は、前年度の３月１１日～４月２０日までとなります。
- （２） 登録の有効期限は登録された日から当該年度末の３月３１日までです。
- （３） 生涯学習団体として登録された団体は、交流館チラシや町の広報等で、町民に広く紹介いたします。

< 登録の変更 >

登録された生涯学習団体は、次のような場合には三春町教育委員会に届けてください。

- （１） 登録団体の名称、代表者名、連絡先名等登録内容を変更したとき。
- （２） 登録団体が解散または活動を停止したとき。

< 登録名簿からの抹消 >

登録団体が次に掲げる要件に該当することとなったときは、登録名簿から抹消します。

- （１） 生涯学習団体の要件に該当していないことを教育委員会が認めたとき。
- （２） 登録団体が解散または消滅したとき。
- （３） 教育委員会が特に必要と認めたとき。